



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和8年6月10日(水) 岐阜県発表資料			
担当所属	担当係	担当者	電話番号
森林活用推進課	森林サービス 産業支援係	河合	内線 4345 直通 058-272-8472 FAX 058-278-2702

令和8年度「岐阜県森林サービス産業等環境整備支援事業費補助金」 の募集を開始します

県では、森林サービス産業の育成を通じて、山村地域における新たな雇用や収入機会、関係人口の創出を図るため、今年度新たに「岐阜県森林サービス産業等環境整備支援事業費補助金」を創設しました。

これにより、意欲的な市町村及び事業者を対象に、衛生施設や駐車場等の整備を支援し、誰もが森林空間等を活用したアウトドア体験が行える受入環境の整備を促進していきます。

このたび、補助事業者の募集を開始しますので、お知らせします。

記

1 補助金の概要

(1) 補助対象者

- ①市町村
- ②民間事業者（個人事業主含む）

(2) 補助対象事業

森林サービス産業の育成に資する、以下の①～③のいずれかの事業

- ①トイレ（手洗い場含む）の新設又は改修
- ②駐車場の新設又は改修
- ③更衣室の設置

※改修は、単なる更新ではなく機能の向上を伴うものに限る

(3) 補助対象経費

区 分	内 容
①衛生施設整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの新設（建物、設備）に要する経費 ・仮設トイレの購入（設置含む）に要する経費 ・既存トイレの改修（処理能力向上などの機能向上を伴うものに限る）に要する経費 ・上記に伴う手洗い場の整備に要する経費 ・上記に付帯する給排水設備、浄化槽、電気配線等の整備に要する経費 <p>※廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、その他関係法令を遵守した適正な維持管理及び処理が行われる計画となっているものに限る。</p>

②受入環境（駐車場）整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の新設（整地、区画線及び車止め設置）に要する経費 ※舗装、土地取得に要する経費は対象としない。 ・既設駐車場の改修（駐車台数増加などの機能向上を伴うものに限る）に要する経費 ・案内表示及び照明の設置に要する経費 ・上記に付帯する給排水設備、電気配線等の整備に要する経費
③受入環境（更衣室）整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・更衣室の設置（建物、設備）に要する経費 ・上記に付帯する電気配線等の整備に要する経費

（４）補助率・補助限度額

補助対象者	補助率	補助限度額（千円）
①市町村	1 / 2以内	3, 750
②民間事業者	2 / 3以内	5, 000

2 申請方法

- ・事業計画申請書に必要事項を記載いただき、必要書類を添付のうえ、県庁林政部森林活用推進課へ郵送又はご持参ください。

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県 林政部 森林活用推進課 森林サービス産業支援係 宛

- ・募集要項や各種様式等の詳細は、県のホームページからご覧ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11513/>（岐阜県林政部森林活用推進課）

3 申請期限

令和8年7月10日（金）17時必着

4 その他

採択結果は、令和8年7月下旬に通知予定です。

5 問合せ先

電話：058-272-8472（閉庁日を除く、8時30分から17時15分まで）

メール：c11513@pref.gifu.lg.jp